

今年の申告書は1月31日(水)から順次発送です さあ、確定申告の準備をはじめよう!

西支部申告相談会のご案内

味美・西本町・如意申・稲口・中野

1月26日(木)19:30～ コメダ名古屋空港東店

柏原・八田・朝宮・若草

1月29日(月)19:30～ 山田宅

大手・四ツ家・牛山・大手田西

2月1日(木)19:30～ 喫茶シルビア

今年も確定申告の季節がやってきました。今年の申告書は、1月31日(水)から順次発送の予定です。例年、申告書が届いてようやく、ざあ申告を始めよう」という方も見受けられますが、皆さん確定申告の準備は進んでいますか。
各支部・班の相談会へ参加を
民商では各支部・班の申告相談会で、みんなで教えあいながら申告書の作成を進めています。
相談会の日程については、決まり次第「民商だより」に載せていきますので、必ず参加するようにしましょう。現時点で、西支部では左の通り3か所で班会の日程が決まっていますので、該当の地域

の方は、ぜひ参加してください。事務所では所得計算や決算書の相談はしますが、確定申告書の作成はしません。
パソコン入力会は1月25日(日本)から開催します! 完全予約制です。毎年恒例のパソコン入力会。今年は1月25日(日本)から3月8日(日本)まで、毎週火・木曜日の午前10時～午後2時からで、26回開催します。
家ではなかなか入力できないという方も、ここでなら作業がはかどると評判です。例年、申告期限が迫って来ると混雑しますので、余裕を持って申告できるように、早めに参加するようにしましょう。

パソコン入力会 予約しておいでください
事務所2階にて毎週火曜・木曜日
午前の部：10時～12時
午後の部：14時～16時

日時	10時～12時	14時～16時
1月25日(木)	①	②
1月30日(火)	③	④
2月1日(木)	⑤	⑥
2月6日(火)	⑦	⑧
2月8日(木)	⑨	⑩
2月13日(火)	⑪	⑫
2月15日(木)	⑬	⑭
2月20日(火)	⑮	⑯
2月22日(木)	⑰	⑱
2月27日(火)	⑲	⑳
3月1日(木)	㉑	㉒
3月6日(火)	㉓	㉔
3月8日(木)	㉕	㉖

倉敷民商弾圧事件禰屋裁判 高裁が1審有罪判決を破棄。差戻す判決

1月12日(金)、広島高裁岡山支部は、倉敷民商弾圧事件・禰屋町子さんに対し、1審有罪判決を破棄。差戻す判決を言い渡しました。
判決では、1審で検察官報告書が有罪判決の根拠とされたことは違法だと指摘。民商が行う自主申告運動を敵視した1審判決を取り消した点で大きな意義があった一方、禰屋町子さんを無罪とせず、検察官報告書以外の控訴理由について判断を避けるなど問題点もあります。
今後は、検察庁に対し、「申告するな」不当な公訴を取り下げよ」の運動を広げ、署名などの取り組みを強め、無罪判決を勝ち取るためいっそうの運動を進めていく必要があります。

★青年部向けパソコン入力会を開催します!

とき：1月26日(金) よる7時～

ところ：民商事務所2階

参加対象：青年部員、青年部対象者

おしらせ

1月23日(火)は、全県事務局員会議出席のため、事務局は2名とも終日不在となります。

ご用のある方は、ご注意ください。

毎月15日までの会費納入にご協力をお願いします。 会計 山崎孝亀